

板橋区農業体験学校事業運営要綱

(平成30年3月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋の農業を継承する人材のすそ野の拡大と農業技術の継承を図るために設置する農業体験学校（以下「体験学校」という。）の事業運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 体験学校で実施する事業は、次に掲げる講習とする。

- (1) 土づくり、播種、防除、施肥、収穫等の基礎作業、主要野菜類の栽培技術及び関連事項を学習する通年講習
- (2) (1)以外で特定の作物についての栽培技術及び関連事項を学習するための随時講習（短期講習）

(実施場所)

第3条 体験学校の実施場所は別表1のとおりとする。

(受講対象)

第4条 事業の受講対象者は、次の各号のいずれにも該当する者から、公募により決定するものとする。

- (1) 板橋区内に住所を有する者
- (2) 満20歳以上の者

2 前項の規定に関わらず、区長が認めた者を受講対象者とすることができる。

(受講期間)

第5条 受講者の受講期間は、第2条第1号に掲げる講習については区長が定める受講開始日から翌年の3月末日までとし、同条第2号に掲げる講習については区長が別に定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、受講期間を変更することができる。

(公募の方法)

第6条 受講者の募集は、一般公募により定員を定めて行う。

2 区長は、前項の規定による一般公募に対する申込みがあったときは、当該申込みをした者の人数が公募した定員を超えたときの受講者の決定は、抽選によるものとする。

(受講者の負担金)

第7条 受講者は、別表2に掲げる受講者負担金（以下「受講料」という。）を負担しなければならない。

(負担金の還付)

第8条 既納の受講料は、還付しない。ただし、区長は、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(受講決定の取消)

第9条 区長は、すでに決定した受講者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正な手段により、受講承認を受けたとき。

(2) 負担金が未納であるとき。

(3) この要綱又はこれに基づく定めに違反したとき。

(受講修了証の交付)

第10条 区長は、講習の全日程の受講を修了した者に修了証を交付する。ただし、第2条第1号に掲げる通年講習に係る修了証は、8割以上の日程を受講した者に交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、別に産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

名称	所在地
成増農業体験学校	成増四丁目 17 番

別表 2（第 7 条関係）

種別	受講者負担金
通年講習	年間 20,000 円
随時講習	1 回 1,000 円